

## 教員採用選考に係る筆記試験の共同実施について

### 1 共同実施の経緯

教員採用選考に係る筆記試験については、これまで各都道府県が独自に試験問題を作成してきた。

全国的に教員採用選考試験の志願者数が、減少傾向にあることなどから、令和7年4月に、文部科学省から各都道府県・政令指定都市等に共同実施についての提案があった。

その後、本県を含め51自治体（うち道府県37）が、共同実施に関する作業部会に参加し、試験日程や費用負担等について、協議・調整を重ねてきたが、令和9年度実施（令和10年度採用）の教員採用選考から、共通問題を用いて、採用選考を行うこととなり、本県も参画することとした。

### 2 筆記試験日

作業部会での協議の結果、5月8日、6月12日、7月10日を試験日に設定し、その中から参加自治体が選択する。

本県では、これまで実施してきた日程に近い「令和9年7月10日（土）」に行う予定としている。

### 3 共同実施に参画する理由

- ・複数の自治体が問題作成に参画することによる試験内容の質の向上
- ・問題作成に係る教育委員会事務局職員や教員の負担軽減が図られ、学校現場への支援に注力できること

※ 実技や面接試験は、本県独自に実施する。